

財団法人猪之鼻奨学会寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第 一 条 本会は、財団法人猪之鼻奨学会と称する。

(事 務 所)

第 二 条 本会は、事務所を千葉県千葉市中央区亥鼻一丁目八番一号千葉大学医学部内に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第 三 条 本会は、大正天皇御即位御大礼を永遠に記念するために創設し、医学及び薬学の研究を奨励することを目的とする。

(事 業)

第 四 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 医学及び薬学の研究業績の優秀な者に研究費を補助すること。
2. 医学部及び薬学部の学生にして修学中途に事故等により学資の欠乏を告げた学生に学費を貸与すること。
3. 前名号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第三章 資産及び会計

(資 産)

第 五 条 本会の資産は、次のとおりとする。

1. 本会設立当初千葉医学専門学校々友会の寄附にかかる別紙財産目録記載の財産
2. 財産から生ずる果実
3. 返還金
4. 寄附金品

(資産の区分)

第 六 条 本会の財産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

- 一 基本財産は、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産をもつて構成する。
- 二 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 三 寄附金品については、寄附者が用途を指定した場合には、その指定に従って使用する。

(基本財産の処分)

第 七 条 基本財産は、処分し、又は担保に供してはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けその一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第八條 本会の資産は、会長が管理する。ただし、その方法は理事会の決議による。

- 一 基本財産のうち現金は、確実な有価証券、信託銀行、定期預金として会長が保管する。

(経費の支弁)

第九條 本会の経費は、資産から生ずる果実及び返還金その他運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第十條 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第十一條 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を経て文部科学大臣に届け出る。又事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

- 一 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
- 三 借入金についても同様とする。

(収支決算)

第十二條 本会の収支決算は、毎会計年度終了後二ヶ月以内に会長が作成し、財産目録及び、事業報告書並びに財産増減事由書とともに監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。

- 一 本会の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

第四章 役員、評議員及び職員

(役員)

第十三條 本会に次の役員を置く。

1. 理事 七名(うち会長一名、副会長一名、常務理事一名)
2. 監事 二名

- 一 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選により定める。

(会長の職務)

第十四條 会長は、本会を総括し、本会を代表する。

(副会長の職務)

第十五條 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(理事の職務)

第十六條 理事は、理事会を組織し、本会の業務を決議し、執行する。

(常務理事の職務)

第十七條 常務理事は、会務を処理する。

(監事の職務)

第十八條 監事は、次の職務を行う。

1. 本会の財産状況を監査すること。
2. 理事の業務執行状況を監査すること。
3. 財産状況又は職務施行状況に疑義を認めたととき、これを文部科学大臣に報告すること。

(役員を選任)

第十九条 役員は評議員会において選任する。

(役員の任期)

第二十条 役員の任期は、二年とする。ただし欠員が生じた場合の補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 一 役員は、再任することが出来る。
- 三 役員は、その任期満了後であつても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の兼職禁止)

第二十一条 理事及び監事は、評議員及び職員を兼ねてはならない。

(役員の報酬)

第二十二条 役員は、すべて無報酬とする。ただし、職務の実状により理事会の決議を経て若干の手当を支給することができる。

(評議員)

第二十三条 本会に評議員十名以上十五名以内を置く。

- 一 評議員は本会の目的に賛助する者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 三 評議員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠または補充の評議員の任期は、前任者又は、現任者の残任期間とする。
- 四 評議員は、その任期満了後であつても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(評議員会の職務)

第二十四条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(評議員会の諮問事項)

第二十五条 次に掲げる事項については理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

1. 事業計画及び収支予算についての事項
2. 事業報告及び収支決算についての事項
3. 不動産の買入れ、基本財産の処分及び担保提供についての事項
4. その他本会の業務に関する重要事項で会長において必要と認めた事項

(理事会)

第二十六条 理事会は、理事をもつて組織する。

- 一 理事会に議長を置き、会長をもつてあてる。
- 三 理事会は、毎年二回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に招集する。
- 四 会長は理事定数の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求のあつた場合は、

臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の定足数)

第二十七条 理事会は理事四名以上が出席しなければ開会することができない。

(理事会の議決定足数)

第二十八条 理事会の議事は、出席理事の過半数を以て決し、可否同数のときは議長が決する。

(書面による表決等)

第二十九条 やむを得ない理由で理事会に出席できない理事は、書面をもって出席者に委任して表決することができる。この場合には第二十七条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(評議員の招集)

第三十条 評議員会は、毎年一回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に招集する。

- 一 第二十六条第二項から第四項まで、第二十八条及びの第二十九条の規定は評議員会について準用する。第二十六条第三項から第二十九条の規定中「理事会」及び「理事」とあるのは「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の定足数)

第三十一条 評議員会の定足数は、評議員現員の三分の二以上が出席しなければならない。

(議事録の作成、保存)

第三十二条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表一名が署名押印のつえ、これを保持する。

(職員)

第三十三条 本会に事務処理をするため、事務職員若干名を置く。

- 一 事務職員は、会長が、任免する。
- 二 事務職員には、報酬若しくは給料を支給する。

第五章 名誉会長、顧問及び維持員

(名誉会長及び顧問)

第三十四条 本会に名誉会長及び顧問を置くことが出来る。

- 一 名誉会長及び顧問は、本会に対し功績顕著なるものの中より理事会の決議により推薦する。
- 二 名誉会長は会長に対して助言し、顧問は理事会に対して助言する。

(維持員)

第三十五条 本会に維持員を置く。

- 一 維持員は、千葉大学医学部、同薬学部及び前身校の職員、卒業者及び縁故ある者で本会の目的事業に賛成し、本会に金員を寄附したものとす。

(維持員の区分)

第三十六条 維持員を分けて次の四種とする。

1. 名誉維持員 金一、〇〇〇、〇〇〇円以上寄附したものの

- 2. 特別維持員 金一〇〇、〇〇〇円以上寄附したもの
- 3. 正維持員 金一〇、〇〇〇円以上寄附したもの
- 4. 賛助員 維持員以外のもので本会の目的事業に賛成し金品を寄附したものを言う。

第六章 委員会

(委員会及び委員)

第三十七条 本会の第四条第一号に掲げる事業について、その対象となるものを選考するため委員会を置く。

- 一 委員会は、本会の役員及び評議員以外の学識経験者の過半数を含む委員五〜七名をもって組織する。

第七章 寄附行為変更並びに解散

(寄附行為の変更)

第三十八条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数おのおの三分の二以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第三十九条 本会の解散は、理事現在数及び評議員現在数おのおの四分の三以上の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産)

第四十条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会全員の同意を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、千葉大学に寄附するものとする。

附 則

- 一、この寄附行為は、昭和三十九年二月十五日から施行する。
- 二、旧寄附行為中会員とあるのは新寄附行為施行日より維持員となる。
- 三、維持員の区分の項の金額を昭和六十年五月十八日から改訂施行する。
- 四、平成十三年一月六日中央省庁等の再編に伴い、文部大臣を文部科学大臣に修正する。
- 五、平成十九年四月一日、第二十三条に四項を追加する。